（通信連絡を行うために必要な設備）

第四十一条　再処理施設には、重大事故等が発生した場合において当該再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を施設しなければならない。

（核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正）

第十五条　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「省令」を「規則」に改め、「昭和三十二年法律第百六十六号。」を削る。

第一条の二第一項及び第二項中「省令」を「規則」に改める。

第二条第一項第二号ロ⑵を同号ロ⑶とし、同号ロ⑴の次に同号ロ⑵として次を加える。

⑵　耐津波構造（第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十号）第五条に規定する津波に対して第二種廃棄物埋設施設の安全性が損なわれるおそれがないよう措置を講じた構造をいう。）

第二条第一項第二号ハを削り、同号中ニをハとし、ホをニとし、ヘをホとし、トをヘとし、チをトとし、同条第三項中「、副本二通」を削る。

第三条第三項中「、副本二通」を削る。

第六条の三の見出し中「通知書」を「通知書等」に改め、同条第三項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

原子力規制委員会は、第四条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第五条各号に掲げる事項の確認の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書（法第五十一条の六第三項の規定により機構が行う確認に関する事務の一部に係るものを除く。）を定めるものとする。

第十条の見出し中「合併」の下に「及び分割」を加え、同条第一項中「合併の認可」を「合併又は分割の認可」に改め、「連署」の下に「（新設分割の場合にあつては、署名）」を加え、同項第三号中「又は」を「若しくは」に改め、「設立される法人」の下に「又は分割により第二種廃棄物埋設の事業の全部を承継する法人」を加え、同項第四号から第六号までの規定中「合併」の下に「又は分割」を加え、同条第二項第一号中「合併契約書」の下に「又は分割契約書（新設分割の場合にあつては、分割計画書）」を加え、同項第二号中「合併の当事者の一方が」を「合併後存続する法人又は吸収分割により第二種廃棄物埋設の事業を承継する法人が現に」に改め、同項第六号を削り、同項第五号中「合併後」の下に「又は分割後」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類

第十条第二項第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「設立される法人」の下に「又は分割により第二種廃棄物埋設の事業の全部を承継する法人」を加え、同号の次に次の一号を加える。

五　前号に規定する法人が法第五十一条の四第一号、第二号又は第四号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

第十条第三項中「副本二通」を「写し一通」に改める。

第十一条中「副本二通」を「写し一通」に改める。

第十三条第一項の表第十二号を同表第十四号とし、同表第七号から同表第十一号までを二号ずつ繰り下げ、同表第六号中「（法第五十一条の十八第一項の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定めるところにより、記録しないこととした場合を除く。）」を「（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合を除く。）」に改め、同号を同表第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　法第五十一条の十八第一項の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定める廃棄物埋設地及びその周辺の状況（前二号に掲げるもの及び法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合を除く。）	法第五十一条の十八第一項の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定める都度

第十三条第一項の表第五号イ及びロ中「（法第五十一条の十八第一項の認可又は変更の認可を受けた保安規定に定めるところにより、記録しないこととした場合を除く。）」を「（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合を除く。）」に改め、同号を同表第六号とし、同表第四号を同表第五号とし、同表第三号を同表第四号とし、同表第二号ハ中「線量当量及び地下水中の放射性物質の濃度」の下に「（法第五十一条の十八第一項の変更の認可を受けた保安規定に定めるところにより、周辺監視区域を廃止した場合は廃棄物埋設地の近傍の地下水中の放射性物質の濃度）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三　警報装置から発せられた警報の内容（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合を除く。）	一年間

第十三条第七項中「第三号ロ、第四号、第五号ロ、第六号、第九号並びに第十一号」を「第四号ロ、第五号、第六号ロ、第七号、第八号、第十一号並びに第十三号」に改める。

第十四条中「認可又は」を削り、同条第一号イ中「さく」を「柵」に、「かぎ」を「鍵」に改め、同条第二号ロ中「さく」を「柵」に改める。

第十七条中「埋設の終了した」を削り、同条ただし書を削り、同条第一号中「漏えいが」を「異常な漏えいが」に、「その他の放射性物質の漏えい」を「その他の放射性物質の異常な漏えい」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定は、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた廃棄物埋設施設については適用しない。

第十九条の二第一項中「法第五十一条の二第一項の許可を受けた日から二十年」を「十年」に改め、「余裕深度処分に係る」を削り、同条第二項中「構ずべき」を「講ずべき」に改め、「余裕深度処分に係る」を削る。

第十九条の三第二項第二号及び第三号中「さく」を「柵」に改め、同項第九号ロ中「施設等」を「施設その他」に改め、同項第十二号イからハまでの規定中「かぎ」を「鍵」に改め、同項第十七号イ中「施設等」を「施設その他」に、「さく」を「柵」に改め、同条第三項中「さく」を「柵」に改め、同条第四項第二号中「さく」を「柵」に改める。

第二十条第一項第十九号を同項第二十号とし、同項第十一号から同項第十八号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十号の次に次の一号を加える。

十一　第十九条の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等に必要な情報を把握するための廃棄物埋設地及びその周辺の状況の監視（第十号に掲げるものを除く。）に関すること。

第二十条第四項中「副本二通」を「写し一通」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項第九号中「保全区域及び周辺監視区域」を「周辺監視区域及び埋設保全区域」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3　法第五十一条の十八第一項の規定により認可又は変更の認可を受けた保安規定について第一項第七号に掲げる事項の変更の認可を受けようとする者は、第一項又は第二項の申請書に第十九条の二の規定による廃棄物埋設施設の定期的な評価等の結果に関する説明書を添えて提出しなければならない。

第二十一条第三項中「副本二通」を「写し一通」に改める。

第二十二条第三項中「副本」を「写し」に改める。

第二十二条の二第二項中「副本二通」を「写し一通（廃棄物埋設施設のうち令第六十三条第一項の表第四号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る申請をする場合には、正本一通及び写し一通）」に改める。

第二十二条の四第二項中「正本及び副本各一通」を「正本一通及び写し一通（廃棄物埋設施設のうち令第六十四条の表第八号の原子力規制委員会が告示で定めるものに係る届出をする場合には、正本一通及び写し二通）」に改める。